

長野県動物愛護センター清掃業務仕様書

1 委託業務名等

- (1) 委託業務名 令和3年度長野県動物愛護センター清掃業務委託
 (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 (3) 業務箇所 小諸市大字菱平字前新田2725
 (4) 施設規模 RC造2階建
 延床面積 2,635.7㎡
 敷地面積 18,618.99㎡
 (5) 開館日等 センターの利用時間:9:30～16:00
 センターの休館日 :月曜日、休日の翌日、月の第1火曜日、年末年始

2 委託業務内容

下記のとおり施設の清掃を行い、長野県動物愛護センター(以下「センター」という。)の衛生及び美観の保持に努めるものとする。なお、本仕様書は、清掃作業等の概要を示すものであるため、仕様に示されていない事項であっても施設、設備の状況等により必要と認められる作業は、センター所長の指示に従って契約金の範囲内で実施するものとする。

業務区分	業務面積		主な業務内容・業務量等
	清掃面積等	回数等	
1 日常清掃 ○屋内施設 ○屋外施設	1,488.5㎡ 2,228.0㎡	毎日 若しくは 隔週1回 若しくは 年6回	○床の清掃、紙屑等の処理、 手摺清掃、衛生陶器の清掃、 汚物の処理、扉の清掃ほか ○正面玄関、飼養管理棟入口(3 箇所)にマットを敷くこと。 ○トイレトペーパー、手洗 石けん補給及び交換
2 定期清掃 ○屋内施設 ○屋外施設	2,258.0㎡ 706.5㎡	年6回 若しくは 年2回	○床の洗浄、樹脂ワックス仕上 ○屋外タイルのブラシ清掃
3 窓ガラス等清掃 ○窓ガラス ○照明器具 ○トップライト(天井窓)	625㎡ 606基 10基	年1回	○洗剤で汚れを取除き、仕上げ る。(サッシの洗浄、仕上げを 含む。) ○照明器具等のクリーニング
4 その他 (1)鼠・害虫等駆除 (2)湯沸器清掃 (3)玄関回り清掃 (4)敷地内の巡回清掃及び 敷地内の備品清掃 (5)雪かき作業	2,635.7㎡ 7台 一式 一式 一式	年2回 年1回 随時 適宜 降雪時	○全館 ○外観点検及び清掃 ○玄関回り等の掃き清掃等 ○敷地内のゴミ拾い、ベンチ等の 拭掃除ほか ○人力による雪かき

注)上記1から3までの日常・定期清掃別の詳細は、清掃基準表のとおり。

3 委託業務の内容

(1) 日常清掃

- ア 日常清掃は、概ね8:30から17:00までの時間帯で、常駐者2人程度の体制で行うものとする。
- イ 床の清掃は、床材がタイルカーペットの場合は掃除機による床の除塵、床材がフローリングの場合は化学処理モップによる床の除塵とする。その他の床材にあつては、適正な清掃器具による清掃を行うこと。
- ウ 床の汚れが著しいときは、水又は適正洗剤により清掃すること。
- エ 屑入れは、ゴミを収集後洗浄すること。
- オ ドアのノブ等金属部分は、拭き掃除をすること。
- カ 正面玄関、飼養管理棟入口(3箇所)にマットを敷き、適宜洗浄すること。

(2) 定期清掃

- ア 適正洗剤を使用し、機械で床表面洗浄を行い、表面乾燥後、ワックスを2層以上塗布し仕上げる。
- イ 必要に応じ、剥離剤等で洗浄し、樹脂ワックスにより新しく表面被膜を再生する。
- ウ カーペットについては、シャンプーマシンを使用して洗浄した後、エクストラクターを使用して濯ぐこと。
- エ 磁器質タイル等については、除塵した床面を適正洗剤で洗浄仕上げを行うこと。
- オ 畳については、掃除機がけをし、必要に応じて中性洗剤で汚れを取り、水雑巾で拭き、乾拭きすること。
- カ その他の床材にあつては、適正な洗剤、清掃器具等による清掃を行うこと。
- キ 定期清掃は、センターの休館日に行うこと。

(3) 窓ガラス等清掃

- ア ガラス用の適正洗剤で汚れを取り除き、スクイジーにて水切り仕上げを行うこと。(サッシの洗浄、仕上げを含む。)
- イ 必要に応じて、汚損箇所の拭き上げ清掃を行うこと。
- ウ 作業実施に当たっては、静粛かつ安全に十分注意し、来館者等に飛散しないよう特に注意すること。
- エ 照明器具については、中性洗剤で汚れを拭きとり、乾拭きすること。

(4) 鼠・害虫等駆除

- ア 鼠、ゴキブリ等を主たる対象とし、適正薬剤を使用すること。
- イ 火気、食器類及び飼養動物には十分な注意を払うこと。
- ウ 作業実施計画を策定し、適切な薬剤散布量、散布箇所に実施すること。
- エ 本防除には、一定保証期間内再発生時の再実施を含むものであること。
- オ 作業実施後、評価・点検を行い、専用書式により記録・保存し、報告を行うこと。

4 清掃用具、消耗品等の負担

- (1) 清掃作業に必要な機械、器具、清掃資材及び消耗品は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 使用する洗剤、研磨材、ワックス、薬品等及び清掃機具類は、各材質を十分検討し、最適なものを使用すること。
- (3) 便所(屋外便所を含む)、シャワー室のペーパー、石けん、防臭剤等の補給物品及びゴミ搬出用のポリ袋は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 休憩するための室、ロッカー及び机、椅子は無償貸与する。なお、休憩するための室は動物飼養管理委託業者が常駐するため、当該業者と協議の上使用すること。

5 監督員

- (1) 本仕様書における監督員とは、長野県動物愛護センター担当者をいう。
- (2) 本仕様書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員に協議すること。

6 業務の実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに作業実施計画書を監督員に提出し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに作業員を総括する責任者を定め、住所、氏名等を書面により監督員に届け出ること。
- (3) 受託者は、本仕様書に定める清掃業務を遂行するために必要な作業員を委託開始日まで配置するとともに、清掃業務従事者全員の住所、氏名等を書面により監督員に届け出ること。
- (4) 受託者は、作業員に業務に必要な知識・技術を十分に習得させること。
- (5) 勤務状態等の不良が認められた場合には、監督員は作業員の変更について協議することができる。

7 実施上の注意

- (1) センターの事務に支障をきたす恐れのある作業については、事前に監督員の承認を得ること。
- (2) 出退時には、作業内容、作業箇所、使用器材、作業人員を記載した出退届を提出すること。
ただし、監督員が認める場合は、出退届に代えて出勤簿又は口頭による連絡にできる。
- (3) 使用した鍵は慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。
水、電気等の使用は必要最小限度にとどめ、特に作業のために点灯した照明は作業終了後直ちに消灯すること。
- (4) 作業中における火災等の事故の防止に努めるとともに、作業に際しセンターの建物、工作物、備品類等を損傷しないように十分注意を払うこと。万一、作業中に受託者の責に帰すべき事由により、センターの建物等を損傷した場合は、速やかに監督員にその旨を報告し、その指示に従うこと。
作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻すこと。
作業員が、センターの建物等の損傷又は遺失物を発見した時は、直ちに届けること。
- (5) 作業員には、作業中一定の被服、帽子等を着用させ、上着には会社名及び氏名を記載した名札を付けて、作業員であることを明瞭にすること。
- (6) この仕様に定めのない事項については、その都度協議のうえ実施するものとする。